

令和5年度（2023年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

観光部

(2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和5年10月27日から令和6年（2024年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員のサービスに係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとお

り改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

観光費で予算執行している函館市観光案内所の設置を用途とする建物の賃貸借について、函館市会計規則（昭和39年規則第9号）別表1の3では、賃借料の「支出負担行為の範囲」は「契約金額又は請求金額」とされていることから、本件においては支出負担行為額を契約金額とすべきところ、令和5年4月1日付けで起票した当該賃借料の支出負担行為伺書では、支出負担行為額を契約金額としていなかった。

これは、年度途中から賃借料の変更を予定していたものの、4月1日時点では変更契約を締結していなかったにもかかわらず、変更予定の金額を支出負担行為額としていたものであり、規則に基づく事務が執られていなかったことから、今後においては、規則にのっとった適正な事務の執行を図られたい。